

公 告

第3次尾道市環境基本計画策定業務について、委託業者を選定するため、プロポーザルを実施することとしたので、次のとおり公告する。

令和8年4月13日

尾道市長 平 谷 祐 宏

1 業務概要

- (1) 業務名 第3次尾道市環境基本計画策定業務
- (2) 業務内容 別紙「第3次尾道市環境基本計画策定業務仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

2 業務委託料

7,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限とする。

3 参加資格

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。なお、共同事業体で参加する場合は、全ての構成員が要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、尾道市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- (4) 尾道市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 尾道市暴力団排除条例（平成24年条例第13号）に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。また、暴力団の威力の利用や暴力団に利益を供与する等の当該条例に違反する行為がないこと。
- (7) 本業務の趣旨を十分に理解し、仕様書に基づき的確に業務遂行できること。

4 担当課

〒722-8501 広島県尾道市久保一丁目15番1号
尾道市市民生活部環境政策課
電 話：0848-38-9434 FAX：0848-38-9293
メール：kankyo@city.onomichi.hiroshima.jp

5 その他

詳細は、実施要領及び仕様書に定めるところによる。